

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

平成29年1月

阪南市健康部介護保険課

1. 例外給付の取り扱いについて

要支援1、要支援2及び要介護1の方は、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬は算定できませんが、様々な疾患等によって、厚生労働省の示した状態像に該当する方については例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要介護2及び要介護3の方であっても、厚生労働省の示した状態像の示した状態像に該当する方についてのみ、例外的に給付が認められています。

したがって、軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの担当職員（以下「ケアマネジャー等」と記す）が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に審査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要です。

【保険給付対象種目一覧表】

種目	軽度者	中重度者	
	要支援1・2、要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)	原則、保険給付の対象外 （一定の条件に該当する場合は、保険給付の対象とする。）		
車いす及び車いす付属品		保険給付の対象	
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換装置			
認知症老人徘徊感知器			
移動用リフト（つり具の部分を除く）			
手すり			
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するもの)			

2. 例外給付の対象となる要件

(1) 直近の認定調査結果により下記表1の状態像が確認できる場合

◎必要性については、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が判断してください。(軽度者の指定(介護予防)福祉用具貸与理由書(以下、「理由書」と記す)の提出は不要です。

(表1)

例外給付対象種目	要件	認定調査の結果
ア 車いす・車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	●1-7「できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要な者	— (該当する基本調査結果がない) (注1)
イ 特殊寝台・特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	●1-4「できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	●1-3「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	●1-3「できない」
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意志の伝達、介助者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	●3-1「できる」以外 または ●3-2～3-7のいずれか「できない」 または ●3-8～4-15のいずれか「ない」以外 ●その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	●2-2「全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) (昇降座椅子を含む) (注2)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	●1-8「できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とするもの	●2-1「一部介助」または「全介助」

	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められるもの	— (該当する基本調査結果がない) (注3)
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	●2-6「全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	●2-1「全介助」

注1：サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業所が判断をします。

注2：昇降座椅子については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。

「立ち上がり」は椅子やベッド、車いすに座っている状態から立ち上がり进行评估するものです。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、「畳からポータブルトイレへの乗り移り」进行评估する「移乗」の認定項目を用いる必要があります。

注1・注3：「車いす及び車いす付属品」の「日常生活範囲において移動の支援が必要と認められる者」及び「移動用リフト」の「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査の結果がありません。

このため、該当するかどうかの判断及び例外給付の必要性は、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が判断することとなります。

この場合、下記書類の提出が必要となります。

要介護の場合：居宅介護サービス計画書（第1～3表、第4表（サービス担当者会議録））

提出先：阪南市役所 介護保険課 認定担当

要支援の場合：介護予防サービス・支援計画表（1）（2）、サービス担当者会議録または、介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を記入のこと）

提出先：担当の地域包括支援センター

(2) (1)に該当しない場合でも、下記表2の状態像に該当することを、「理由書」で確認することができる場合

(表2)

- | |
|---|
| <p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の「状態像」に該当する者</p> <p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに頻繁に表1の「状態像」に該当するにいたることが確実に見込まれる者</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の「状態像」に該当すると判断できる者</p> |
|---|

3. 「理由書」について

(1) 提出時期

①新規に貸与を開始する時

- ・原則、福祉用具貸与開始月に前月末までに提出してください。
- ・貸与開始月を過ぎて理由書を提出した場合は、提出された日の翌月からの保険給付となります。

②再提出の場合

- ・認定の更新、要支援・要介護状態区分変更の場合は、再度理由書を提出してください。
- ・ある貸与品目について理由書をすでに提出している場合であっても、理由書の提出が必要な貸与品目を追加する場合は、追加する福祉用具についての理由書を提出してください。

※理由書の提出が遅れる場合は、福祉用具貸与開始月の前月末までに、必ず保険者（認定担当）にご相談ください。

※保険者（認定担当）に事前に相談がない場合は、原則通り（理由書提出の翌月からの給付開始）とさせていただきます。

《注意》

理由書の提出がないにも関わらず、福祉用具貸与を算定している場合、給付費

を返還していただくこととなりますので、未提出ということがないようにご注意ください。

(2) 添付書類

① 要介護の場合

- ・居宅介護サービス計画書（第1～3表、第4表（サービス担当者会議録））

② 要支援の場合

- ・介護予防サービス・支援計画表（1）（2）
- ・サービス担当者会議録または、介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を記入のこと）

(3) 提出先

① 要介護の場合：阪南市役所 介護保険課 認定担当

② 要支援の場合：担当の地域包括支援センター（地域包括支援センターより介護保険課に提出していただきます。）

4. Q&A

Q 1 理由書の「医学的所見」欄の記載は、電話で医師に確認してもいいか？

A 1 原則は、医師に面談して確認していただきたい。

医療機関が遠方等、特別な事情の場合は電話で確認しても構いません。

その場合、代筆者の氏名を記入してください。

Q 2 現在、車いすをレンタルしている。8月末で認定が切れるので、更新手続き中。認定日は9月上旬予定。引き続き車いすを貸与する場合は、どの時期にケアプランを提出すればいいか？

A 2 【ケアプランのみを提出する用具（車いす、段差解消機）に関して】

・継続して給付している場合は、認定結果が出た後、速やかに、ケアプランとサービス担当者会議録を提出してください。

・初めて給付する場合は、給付開始前に暫定のケアプランとサービス担当者会議録を提出してください。

※暫定のサービスを利用する場合には、認定結果により全額自己負担となる場合があることを、事前に利用者に十分に説明し、了解を得ておくようお願いいたします。

【理由書を提出する用具に関して】

- ・利用開始月の前月までに理由書とケアプランとサービス担当者会議録を提出してください。

ただし、認定結果が遅れる場合は、保険者（認定班）に連絡し、認定結果が出た後、速やかに提出してください。

Q 3 自前で特殊寝台を持っているので、特殊寝台附属品のみを貸与したい場合の提出書類は何か？

A 3 提出書類は、特殊寝台と同様。特殊寝台附属品の必要性は、特殊寝台の必要性に準ずるため、理由書の内容は特殊寝台に関して記入のこと。

Q 4 認定有効期間の途中で居宅介護支援事業所を変更した場合、理由書は再度提出が必要か？

A 4 認定有効期間の途中で居宅介護支援事業所の変更が生じた場合は、事業所間の確実な引継ぎを行ってください。

必ず関係書類（理由書等）の写しを前事業所から入手し、また、実際にサービスを提供する福祉用具貸与事業所とも十分連携をとるなど適切な措置をとってください。

介護保険課にはケアプラン提出時に理由書のコピーを添付してください。

Q 5 転入ケースで、転入前の市町村においては福祉用具貸与の例外給付の基準に相当する確認を受けているが、この確認によって阪南市に転入以降も引き続き貸与を受けることができるのか？

A 5 転入前の保険者による確認を受けていた場合であっても、当市に転入後引き続いて当該福祉用具貸与を受ける場合には、阪南市に対してあらためて理由書の提出を速やかに行う必要があります。

Q 6 要支援2のときに理由書を提出し、特殊寝台貸与を給付していたが、その後、要介護新規申請をした結果要介護1となった。再度、理由書の提出は必要か？

A 6 同じ軽度者であっても、介護度の変更は状態像の変化によるものと考えられるため、理由書の提出は必要です。

軽度者に対する福祉用具貸与に係る判断フロー図

